|  |
| --- |
| ※ 受付番号 |
|  |

様式第７号(1) （R3.4.1）

**雇用維持事業主申告書**

産業雇用安定助成金の助成率の上乗せに当たり、次のとおり申告します。

　　　　なお、この申告に係る事業所労働者の就業状況等の確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　事業主　住　所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　又は　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　氏　名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入

を、申請者が社会保労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令

第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、下欄に申請者の氏名等を

記載してください。

住　所　〒

 労働局長　殿　　　　　　　　　　事業主又は

名　称

（　　　　　　　　公共職業安定所長経由）　　 　(提出代行者・事務代理者)

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会保険労務士

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①　出向元事業所 | (1)名　　　称　事業所番号 | (2)所 在 地　〒電話番号　　　　　　　（　　　　　　） |
| (3)事務担当者職・氏名 | (4)支給対象期令和　 　年　 　月　　 日～　令和　 　年　 　月　 　日 |
| ②　事業所労働者 | 事業所労働者 | 確認期間 | 支給対象期末日 |
| ６か月前 | ５か月前 | ４か月前 | ３か月前 | ２か月前 | １か月前 | 平均 |
| 　雇用保険被保険者 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 派遣労働者 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③解雇等 | 　対象期間の初日の前日から起算して６か月前から支給対象期の末日までに　解雇等を行っていない。 | はい 　・ 　いいえ |

**この申出書の提出にあたり、雇用保険上の得喪手続きに漏れはありませんか。**

**（　　ありません　・　あります　　　）**

記載に当たっては、裏面の記入上の注意を必ずご確認ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※処理欄 | 事業所労働者数の確認 | 雇用保険適用事業所台帳等による確認（未・済） | 派遣先管理台帳等による確認（未・済） |
| 解雇等の確認 | 雇用保険適用事業所台帳等による確認（未・済） | 契約期間遵守証明書による確認（未・済） |
| 派遣先管理台帳等による確認（未・済） |
| 助成率の上乗せ | 大企業の場合　　□　２／３　→　３／４ |  |
| 中小企業の場合　□　４／５　→　９／１０ |

様式第７号(1)（裏面）

注　意

１．記入上の注意

（１）　本様式は、出向元事業主が作成してください。

（２）　この申告における｢事業所労働者｣とは、支給申請事業主の事業所において、雇用保険の被保険者として雇用されている者及び派遣労働者として①(１)欄の事業所へ役務の提供を行っている者のことです。

（３）　②欄の「６か月前」から｢１か月前｣欄については、対象期間の初日の前日の属する月から遡った６か月間（以下「確認期間」という。）の各月末の事業所労働者数を記入し、｢平均｣欄には当該６か月間の平均を記入してください。

（４） ②欄の「支給対象期末日」欄については、支給対象期の末日の事業所労働者数を記入してください。

（５）　③欄は、対象期間の初日の前日から起算して６か月前から支給対象期の末日までに、次の①～③に掲げる解雇（解雇予告を含む。）等を行っていない場合に「はい」、行っている場合に「いいえ」に〇をつけてください。

なお、次の①～③については、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇等も含むことに留意してください。

①　事業主に直接雇用される期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、解雇又は退職勧奨（労働者が同意した場合も含む。）等により事業主都合による離職をさせること

②　事業主に直接雇用される期間の定めのある労働契約を締結する労働者の場合、解雇と見なされる労働者の雇止め、中途契約解除等により事業主都合による離職をさせること

③　対象事業主の事業所に役務の提供を行っている派遣労働者の場合、労働者派遣契約期間満了前の事業主都合による契約解除

（６）　※印欄には記入しないでください。

２．提出上の注意

（１）　本申告書は、助成金の支給申請書と併せて提出してください。

（２）　本申告書を提出する際には、次の各号に掲げる書類を添付してください（派遣労働者から役務の提供を受けている場合に限る）。

一　労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書（様式第７号(2)）

二　役務の提供を受けている派遣労働者の派遣就業の実態が確認できる派遣先管理台帳の写し等の書類

３．申告に当たっての注意

（１）　助成金の助成率は、次の要件を満たした場合に上乗せします。

　　　一　支給申請事業主の支給対象期の末日における事業所労働者数が、確認期間の月平均事業所労働者数と比して４／５以上であること

　　　二　対象期間の初日の前日から起算して６か月前から支給対象期の末日までに、次の①～③に掲げる解雇（解雇予告を含む。）等を行わないこと。

なお、次の①～③については、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇等も含むことに留意すること。

①　事業主に直接雇用される期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、解雇又は退職勧奨（労働者が同意した場合も含む。）等により事業主都合による離職をさせること

②　事業主に直接雇用される期間の定めのある労働契約を締結する労働者の場合、解雇と見なされる労働者の雇止め、中途契約解除等により事業主都合による離職をさせること

③　対象事業主の事業所に役務の提供を行っている派遣労働者の場合、労働者派遣契約期間満了前の事業主都合による契約解除

（２）　助成率の上乗せは企業規模の別に応じ、次のとおりです。（なお、出向元事業主が助成率の上乗せの要件を満たす場合には、出向先事業主についても助成率の上乗せが適用されます。）

　　　一　中小企業事業主の場合　４／５を９／10とする

　　　二　中小企業事業主以外の場合　２／３を３／４とする